7．冷却告示の対象である1号機に係る対応

1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根原子力発電所1号機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として、原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、島根原子力発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ（概ね5km圏内）の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、毎時20μSvを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20μSvを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、2号機においても発災している場合には、2号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

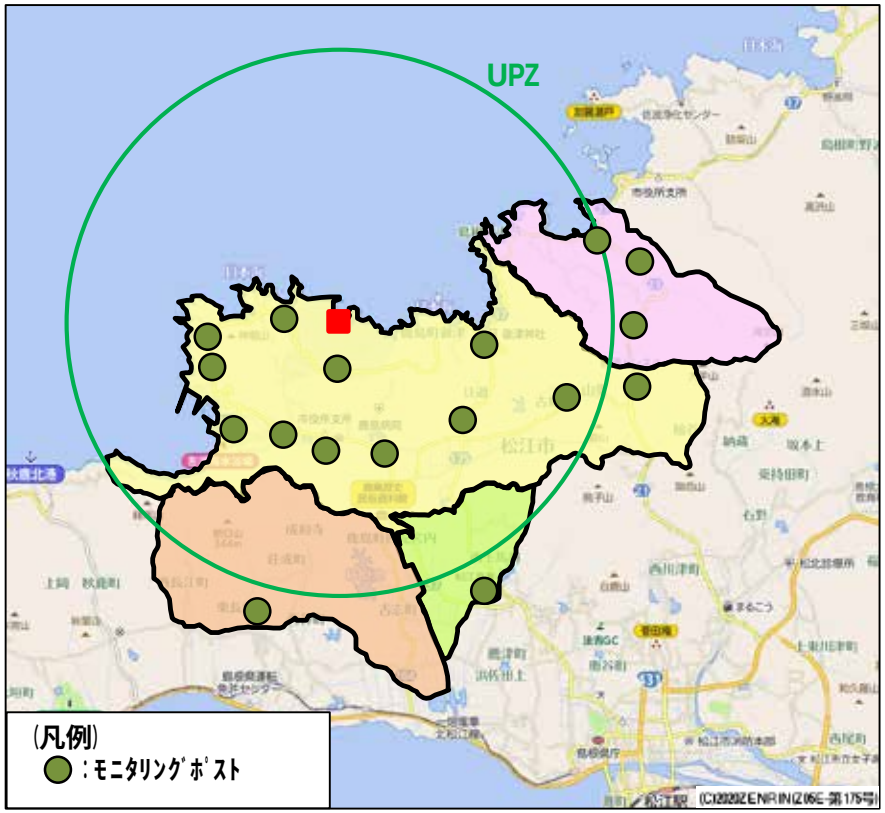

＜概ね5km圏内＞

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

1市（松江市）　住民数：9,487人※

UPZ内地区		想定対象人数	在宅の避難行動要支援者
松江市	鹿島地区	6,223人	851人
	生馬地区	1,046人	112人
	古江地区	1,250人	153人
	島根地区	968人	138人
合計		9,487人	1,254人

※住民数：令和2年12月末時点

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、2号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。（避難先はP37、避難手段はP42参照）
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、2号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所に松江市職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体（基本経路）

放射線防護対策施設及び安定ヨウ素剤緊急配布場所等

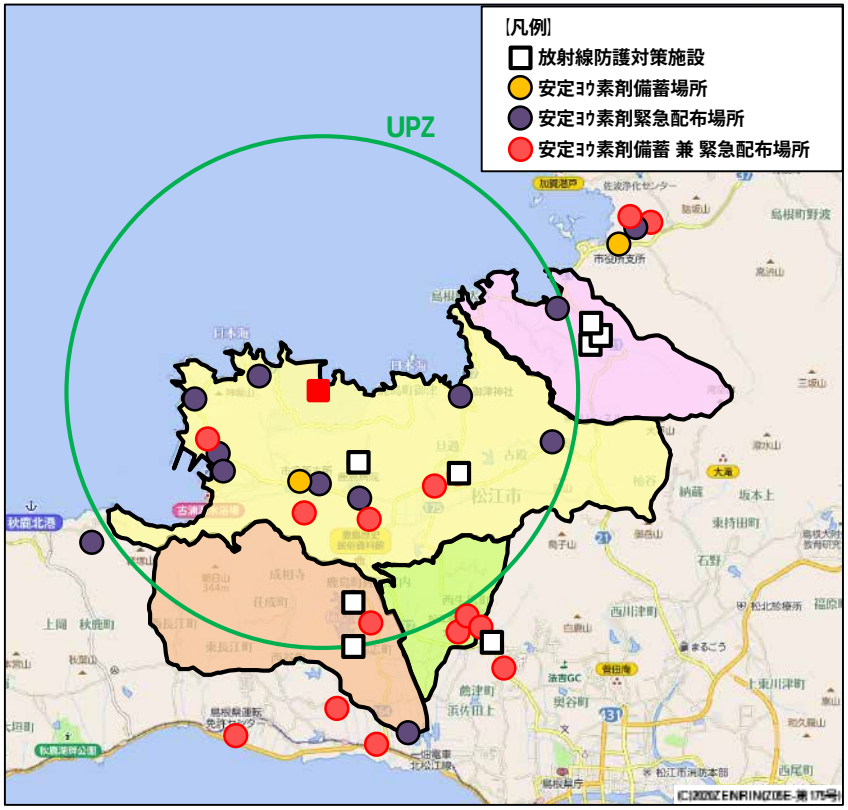

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 1号機に係るUPZ（概ね5km圏内）の学校・保育所等は、施設敷地緊急事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡（ﾒｰﾙ配信等）し、保護者への引渡しを実施。全面緊急事態に至っても引渡しができなかった場合は、学校等で屋内退避を実施。具体的な行動の手順はP58のﾌﾛｰ図参照。
- UPZ（概ね5km圏内）の医療機関・社会福祉施設は、全面緊急事態で屋内退避を実施。放射性物質の放出後、一時移転等の指示が出た場合、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を施した自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を継続。支援者の同行により避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた広域福祉避難所へ一時移転等を実施。詳細はP27参照。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。具体的な対象者数等はP28参照。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等を呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、島根県等が確保した車両で一時移転等を実施。詳細はP54参照。
- 複合災害時において、一時移転等が必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する。詳細はP88、P89参照。

1号機に係るUPZ内の学校等、医療機関、社会福祉施設

令和2年度に島根県で調査した数

地区	学校等				医療機関					社会福祉施設				
	区分	名称	児童等	小計	区分	名称	放射線防護対策	定員	小計	区分	名称	放射線防護対策	定員	小計
鹿島（かしま）	保育所	恵曇（えとも）保育所	68	529	病院	鹿島（かしま）病院	○	177	177	特別養護老人ﾎｰﾑ	あとむ苑（あとむえん）※	○	50	59
		御津（みつ）保育所	49											
	幼稚園	佐太（さだ）幼稚園	8							認知症対応型共同生活介護	あとむ苑（あとむえん）	－	9	
		講武（こうぶ）幼稚園	12											
	小学校	佐太（さだ）小学校	94											
		恵曇（えとも）小学校	75											
		鹿島東（かしまひがし）小学校	100											
	中学校	鹿島（かしま）中学校	123											
生馬（いくま）	小学校	生馬（いくま）小学校	110	1,190	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	松江（まつえ）工業高等専門学校	1,080											
古江（ふるえ）	特別支援学校	松江（まつえ）ろう学校	32	32	－	－	－	－	－	特別養護老人ﾎｰﾑ	あさひ乃苑（あさひのえん）	○	29	129
										障害者支援施設	四ツ葉園（よつばえん）	○	60	
										ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	たんぽぽの家	－	6	
											第2たんぽぽの家	－	8	
											第3たんぽぽの家	－	6	
											たんぽぽ若葉（わかば）	－	20	
島根（しまね）	保育所	ﾏﾘﾝ保育所	62	62	－	－	－	－	－	特別養護老人ﾎｰﾑ	ゆうなぎ苑（ゆうなぎえん）	○	50	186
										障害者支援施設	はばたき	○	40	
											松江（まつえ）学園	○	20	
										養護老人ﾎｰﾑ	慈光苑（じこうえん）	－	60	
										ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	しおかぜ	－	10	
										ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ	みしょう	－	6	
計	12施設		1,813人		1施設		(1施設)	177人		14施設		(6施設)	374人	

※在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を施している東部島根医療福祉ｾﾝﾀｰ、特別養護老人ﾎｰﾑあとむ苑（あとむえん）または松江（まつえ）市消防本部で屋内退避を実施

8．放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察･消防職員のほか、ﾊﾞｽ運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練･研修を定期的に実施。

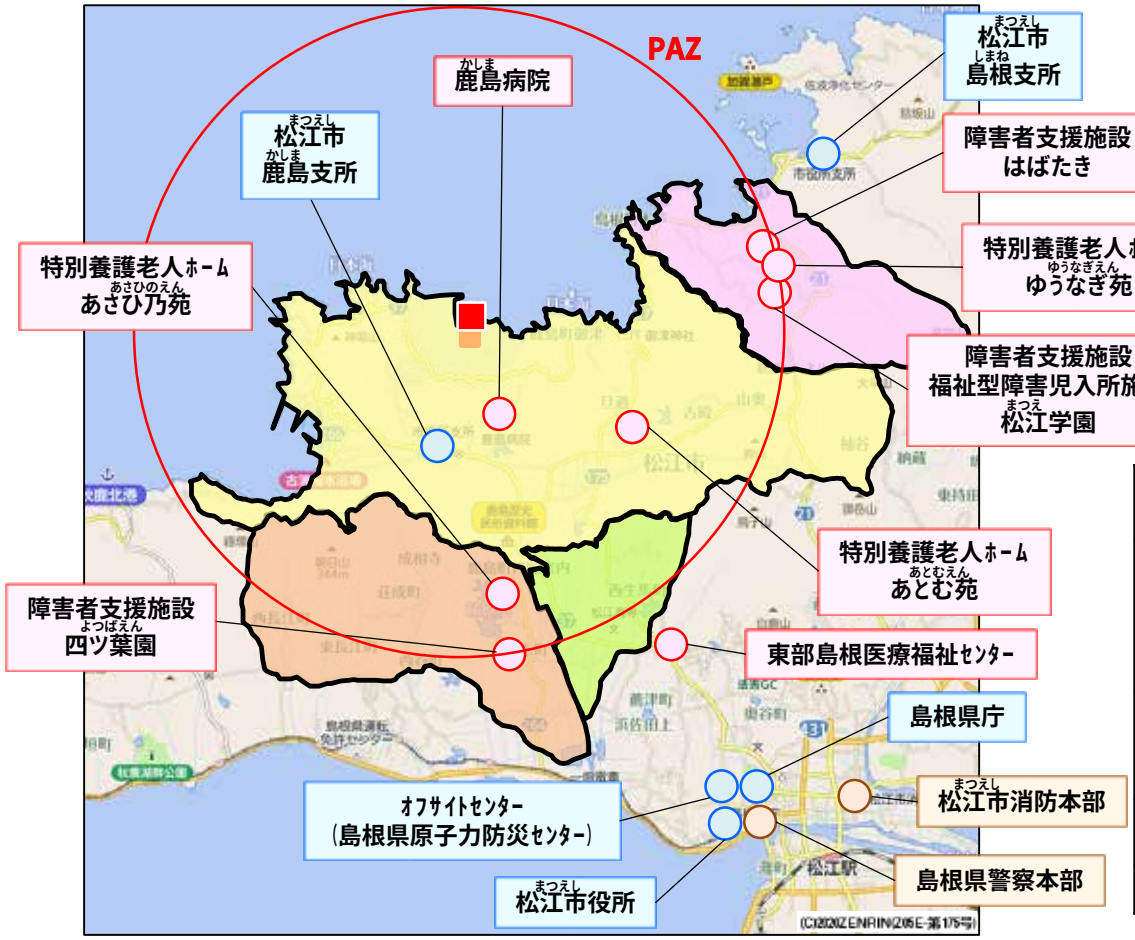

ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ(GM管)

個人線量計

ﾀｲﾍﾞｯｸｽｰﾂ

備蓄拠点	対象施設数	対象者
島根県原子力防災ｾﾝﾀｰ、島根県庁、松江市役所、鹿島支所、島根支所	5	自治体職員、避難誘導者、バス運転者等防災関係者
島根県警察本部、松江市消防本部	2	警察職員 消防職員、消防団員等
放射線防護対策施設	8	施設管理者、避難誘導者等
合　計	15	

島根県・鳥取県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には、緊急時に設置する中継ﾎﾟｲﾝﾄ（避難退域時検査場所近傍に設置）や放射線防護資機材備蓄場所で放射線防護資機材を配布。
- 中継ﾎﾟｲﾝﾄ等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。

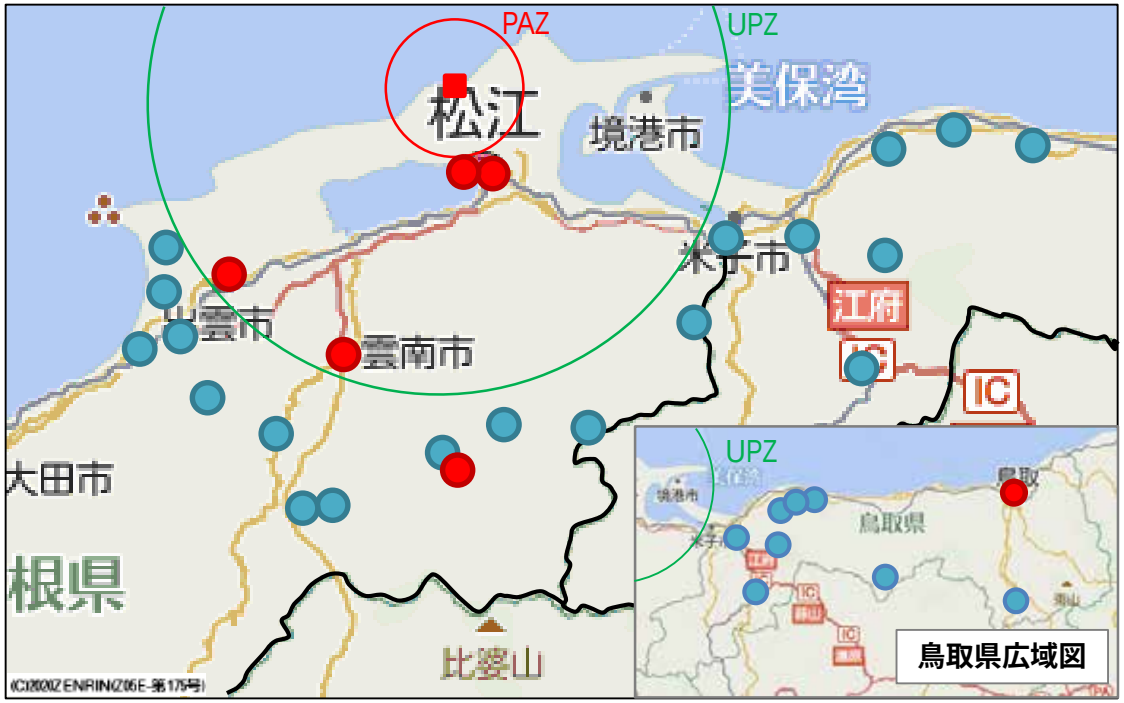

（凡例）
- ：放射線防護資機材（輸送事業者用）備蓄場所
- ：中継ﾎﾟｲﾝﾄ候補地（避難退域時検査場所の近傍）

住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制

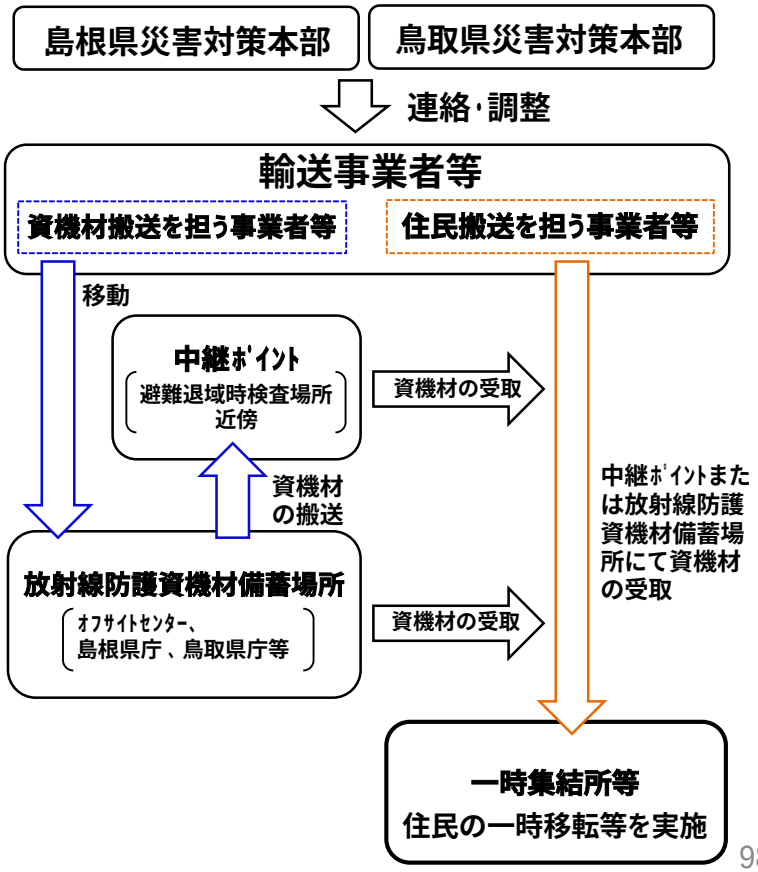

原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- Ø 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※　（平成26年10月10日）

【協定事業者】
北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】
原子力災害時の周辺地域の環境放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置　等

主な備蓄資機材

資機材	数量
ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ（GM管）	360台
個人線量計	1,000個
全面ﾏｽｸ	1,000個
ﾀｲﾍﾞｯｸｽｰﾂ	30,000着

ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ（GM管）

個人線量計

全面ﾏｽｸ

ﾀｲﾍﾞｯｸｽｰﾂ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結（平成28年8月5日）

島根県、鳥取県及び関係市における行政備蓄

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 緊急時に備え、島根県、鳥取県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態に至った場合、それぞれの県が調整を行い、県内の全市町村より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市の生活物資の備蓄状況※1

備蓄物資種類	島根県内					鳥取県内		
	島根県	松江市（まつえし）	出雲市（いずもし）	安来市（やすぎし）	雲南市（うんなんし）	鳥取県※2	米子市（よなごし）	境港市（さかいみなとし）
食料品（食）	145,928	21,654	60,448	28,139	3,850	51,324	18,980	4,218
飲料水（リットル）〔〕内は給水袋数	17,388〔6,110〕	5,062〔111〕	-〔8,070〕	1,664	1,100	40,011	16,932	3,444
毛布（枚）	24,820	9,717	1,241	270	900	29,855	5,300	1,330
簡易トイレ（個）	556	112	528	72	20	737	178	45

※1 物資備蓄量は概数。この他に、関係市では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2 鳥取県内市町村の連携備蓄分（米子市（よなごし）、境港市（さかいみなとし）備蓄分を除く）。

島根県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 関係市及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、島根県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
島根県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	島根県生活協同組合連合会、㈱ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ、㈱ﾛｰｿﾝ、大塚食品㈱広島支店、ｺｶ･ｺｰﾗｳｴｽﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱、㈱ｼﾞｭﾝﾃﾝﾄﾞｰ、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ、ｲｵﾝﾘﾃｰﾙ㈱西日本ｶﾝﾊﾟﾆｰ、西日本段ﾎﾟｰﾙ工業組合、㈱ｱﾍﾟｯｸｽ西日本、萩原工業㈱　ほか23社
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	島根県石油協同組合、(一社) 島根県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会
	災害時等における緊急･救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急･救援物資等輸送、専門家等の派遣	(公社) 島根県ﾄﾗｯｸ協会

	協定の種類･締結民間企業等
松江市（まつえし）	生活物資等の供給【松江商工会議所、くにびき農業協同組合、㈱ｴｰｺｰﾌﾟしまね、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会、㈱伊藤園、生活協同組合しまね、(協)松江流通ｾﾝﾀｰ】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社) 島根県LPｶﾞｽ協会、島根県LPｶﾞｽ協会松江支部】
出雲市（いずもし）	生活物資等の供給【ｱﾙﾌｧｰ食品㈱、ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾗｰｽﾞｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱、山陰ﾔｸﾙﾄ販売㈱、㈱ﾎﾟﾌﾟﾗ、ｲｵﾝﾘﾃｰﾙ㈱、ﾀﾞｲﾄﾞｰﾄﾞﾘﾝｺ㈱、生活協同組合しまね、㈱ﾅﾌｺ、㈱PLANT】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社) 島根県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会】
安来市（やすぎし）	生活物資等の供給【㈱ﾎﾟﾌﾟﾗ、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ、生活協同組合しまね、㈱いない、ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾗｰｽﾞｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社) 島根県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会】
雲南市（うんなんし）	生活物資等の供給【㈱みしまや、㈱ｴｰｺｰﾌﾟ中国、ﾀﾞｲﾄﾞｰﾄﾞﾘﾝｺ㈱、生活協同組合しまね】 燃料等の供給【(一社) 島根県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会】

※ 法人名等は協定締結当時の名称

鳥取県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 関係市及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、鳥取県は「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
鳥取県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	鳥取県生活協同組合、㈱ﾛｰｿﾝ、㈱ﾎﾟﾌﾟﾗ、鳥取県飲食生活衛生同業組合、㈱ｻﾝﾄﾘｰﾌｰｽﾞ、ｺｶ･ｺｰﾗｳｴｽﾄ㈱、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ、㈱ｼﾞｭﾝﾃﾝﾄﾞｰ、日段㈱、鳥取森紙業㈱　ほか55社
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	(一社) 鳥取県LPｶﾞｽ協会
	災害時等における緊急･救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急･救援物資等輸送	(一社) 鳥取県ﾄﾗｯｸ協会

※　法人名等は協定締結当時の名称

	協定の種類･締結民間企業等
米子市（よなごし）	生活物資等の供給【㈱高島屋、㈱ｲｵﾝﾘﾃｰﾙ、㈱米子しんまち天満屋、㈱いない、㈱ｼﾞｭﾝﾃﾝﾄﾞｰ、㈱ｻﾝｲﾚﾌﾞﾝ、㈱三幸東福原店、㈱ﾕﾆｻﾝ、㈱ﾎﾟﾌﾟﾗ、鳥取県生活協同組合、ｺｶ･ｺｰﾗｳｴｽﾄ㈱、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ）】 燃料等の供給【(一社) 鳥取県LPｶﾞｽ協会西部支部】
境港市（さかいみなとし）	生活物資等の供給【ｺｶ･ｺｰﾗｳｴｽﾄ㈱、㈱PLANT、鳥取県生活協同組合、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ、㈱ｼﾞｭﾝﾃﾝﾄﾞｰ】 燃料等の供給【(一社) 鳥取県LPｶﾞｽ協会西部支部】

PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- PAZからの避難住民の受入れ時には、島根県及び松江市による備蓄、島根県及び松江市と災害時協定を締結している民間企業等からの流通備蓄、日本赤十字社島根県支部による備蓄のほか、避難先自治体に備蓄物資の提供を要請し、運送事業者等の協力を得て、避難先施設に搬送する。
- 島根県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、島根県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

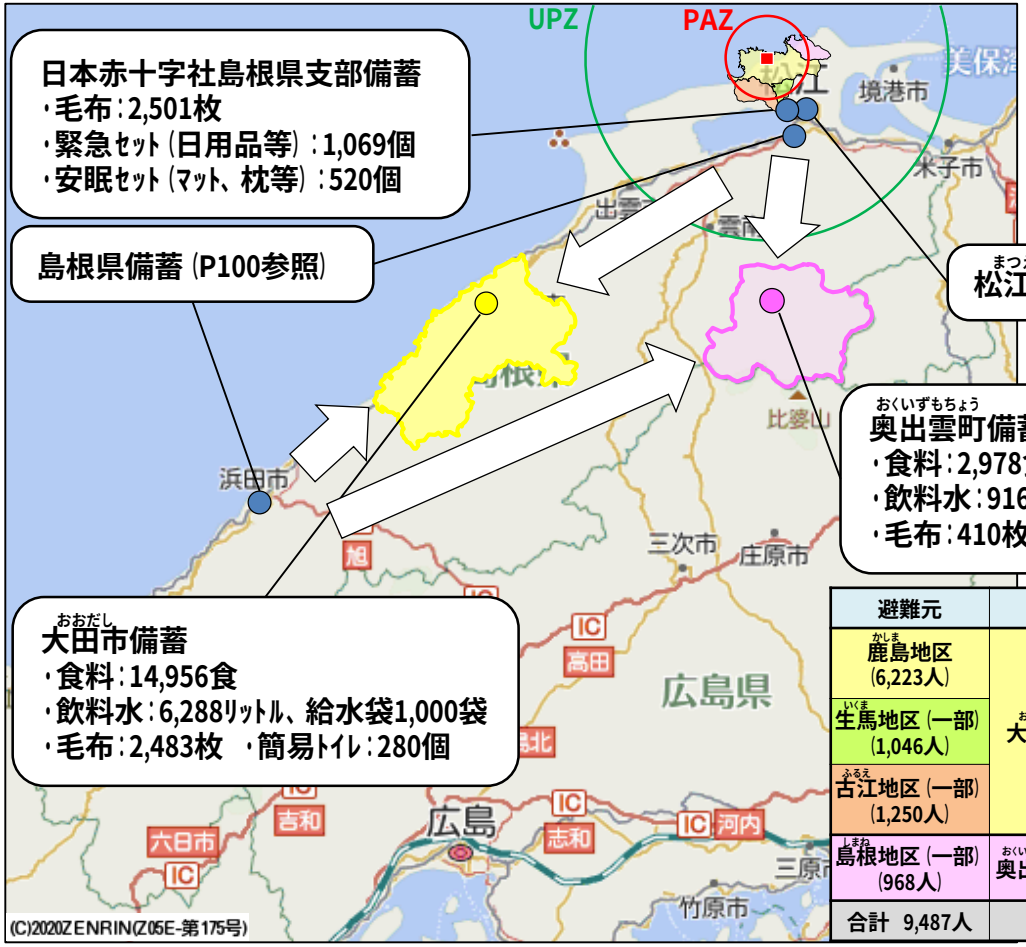

日本赤十字社島根県支部備蓄
・毛布：2,501枚
・緊急ｾｯﾄ（日用品等）：1,069個
・安眠ｾｯﾄ（ﾏｯﾄ、枕等）：520個

島根県備蓄（P100参照）

松江市備蓄（P100参照）

奥出雲町備蓄
・食料：2,978食
・飲料水：916ﾘｯﾄﾙ
・毛布：410枚　・簡易ﾄｲﾚ：50個

大田市備蓄
・食料：14,956食
・飲料水：6,288ﾘｯﾄﾙ、給水袋1,000袋
・毛布：2,483枚　・簡易ﾄｲﾚ：280個

避難元	避難先	
鹿島地区（6,223人）	大田市	避難所：14か所 広域福祉避難所：2か所
生馬地区（一部）（1,046人）	大田市	避難所：10か所 広域福祉避難所：1か所
古江地区（一部）（1,250人）	大田市	避難所：8か所 広域福祉避難所：6か所
島根地区（一部）（968人）	奥出雲町	避難所：15か所 広域福祉避難所：6か所
合計　9,487人		

	協定の種類	内容
島根県	・災害時における応急生活物資の協力に関する協定 ・災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定 ほか1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給、輸送
松江市	災害時における物資供給に関する協定 ほか1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給

※詳細はP101参照

協定締結企業等からの流通備蓄
・食料品、飲料水
・日用品、衣料品
・段ﾎﾞｰﾙﾍﾞｯﾄﾞ　など

（※）物資備蓄数は概数

島根県における物資の集積・備蓄拠点

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの支援物資を円滑に受け入れ･仕分けし、避難先等に搬送するため、救援物資等の集積･備蓄拠点を指定。
- 救援物資等の集積･備蓄拠点では、市の要求を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先等に円滑に輸送。
- 救援物資等の集積･備蓄拠点では、防災業務関係者に対して、道路状況等の災害関係情報を提供。

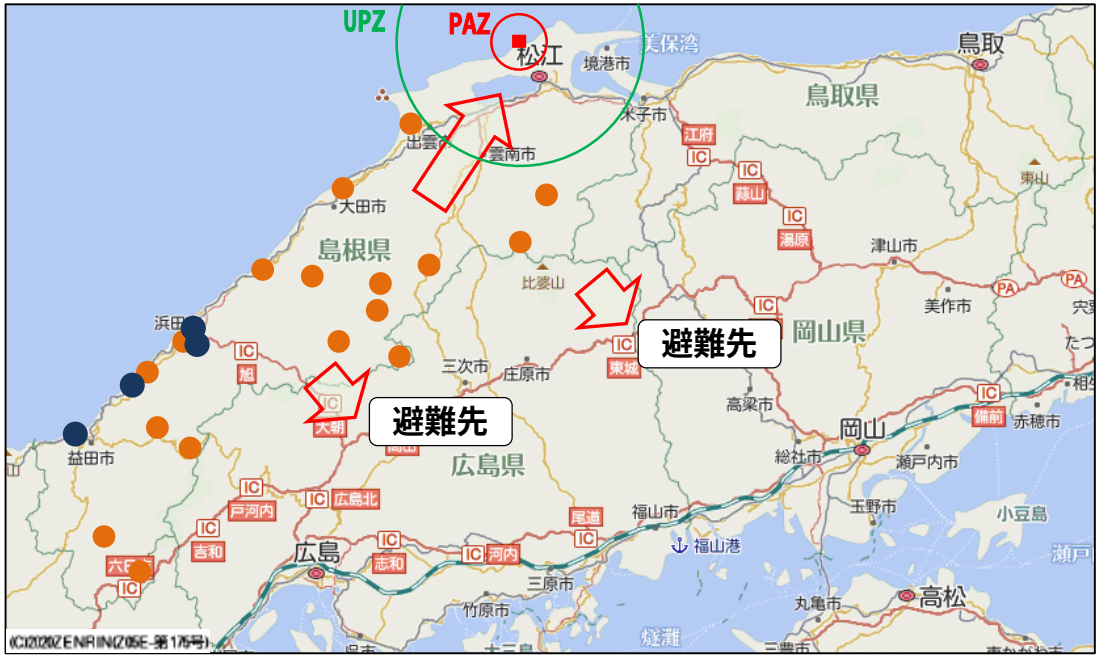

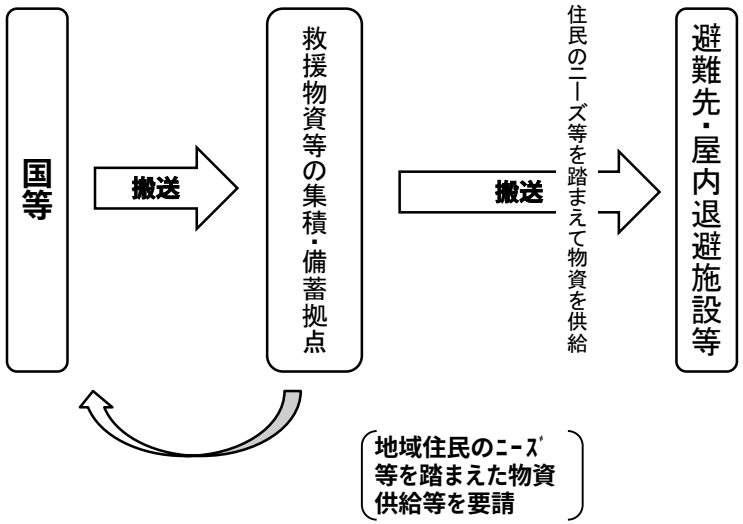

● 第1次救援物資等の集積･備蓄拠点

● 第2次救援物資等の集積･備蓄拠点

円滑な物流供給のための専門家の派遣
･協定締結者から物資集積拠点等に物流専門家を派遣
･物資の保管や荷捌き等に対する助言･指導

救援物資等の集積･備蓄拠点

･避難･屋内退避住民に対する政府等の供給食料･物資の集積
･避難先住民や屋内退避住民への食糧･物資の供給
･ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等による食糧･物資の集積
･避難住民への食糧･物資の供給
･災害関係情報（道路情報、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報）の提供　等

鳥取県における物資の集積・備蓄拠点

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 物資供給の迅速性等を高めるため、国や他都道府県等からの大量の支援物資を円滑に受け入れ･仕分けし、避難先等に搬送するため、物資の集積･備蓄基地となる上流･下流の物流拠点を設定。
- 上流の物流拠点では、海路･空路による調達物資等を分別し、下流の物流拠点に搬送。
- 下流の物流拠点では、住民のﾆｰｽﾞ等を踏まえ、上流の物流拠点から受け入れた物資及び陸路による調達物資等を円滑に受け入れ･仕分けし、住民の避難先等に搬送。
- 上流･下流の物流拠点では、防災業務関係者に対して、道路状況等の災害関係情報を提供。

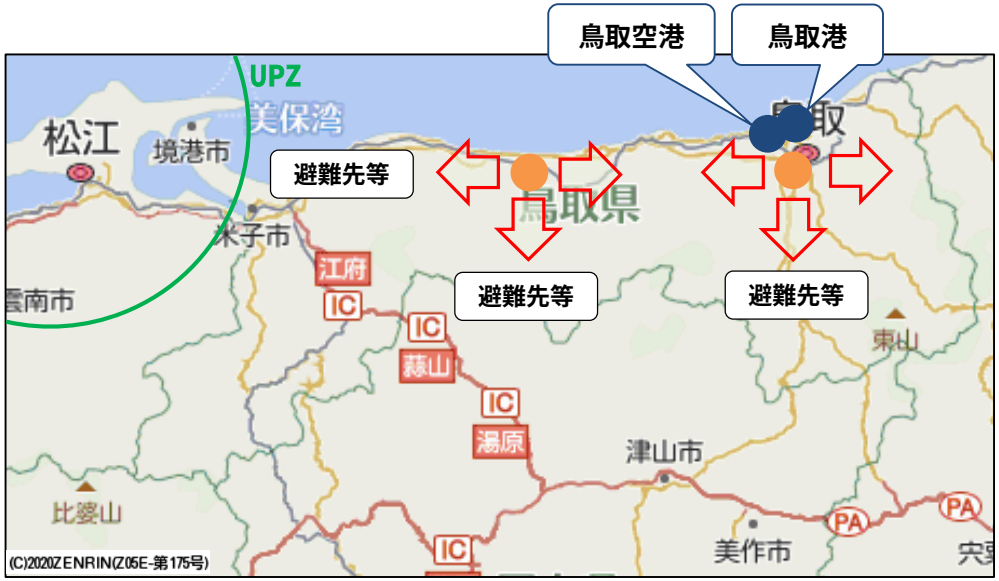

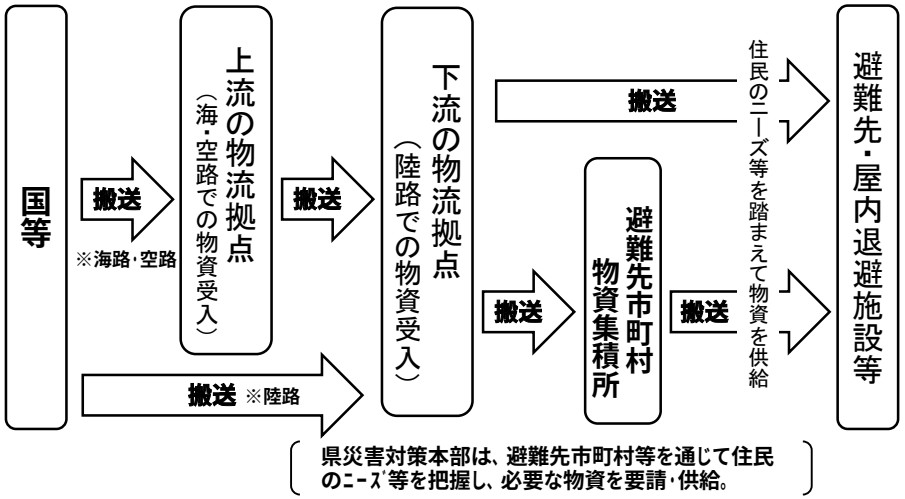

● 上流の物流拠点

● 下流の物流拠点

円滑な物流供給のための専門家の派遣
･協定締結者から物資集積拠点等に物流専門家を派遣
･物資の保管や荷捌き等に対する助言･指導

上流の物流拠点
（鳥取港、鳥取空港）

海路、空路による国、県外の自治体･企業等からの調達物資･支援物資の受入れ･仕分けを実施
･災害関係情報（道路情報、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報）の提供　等

下流の物流拠点
（農協施設、公有施設　※県東部･中部に各1か所開設）

･陸路によって調達した物資等の集積拠点
･市町村が開設する物資集積所及び広域避難所（県営）への輸送拠点
･災害関係情報（道路情報、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報）の提供　等

原子力事業者による生活物資の支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 中国電力では、災害時に島根県、鳥取県及び関係市が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、食料品等の生活物資を支援する備蓄体制を整備。
- 物資の輸送に関しては、中国電力が民間業者と締結した原子力災害時の輸送に係る契約を活用。

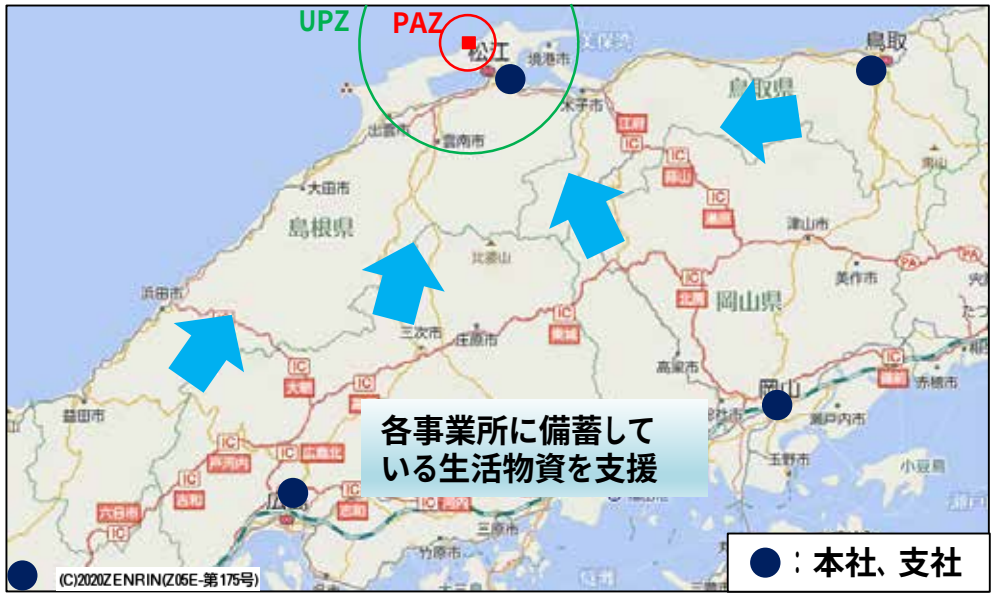

生活物資の備蓄状況

	食料品（食）	飲料水（ﾘｯﾄﾙ）	毛布（枚）
合計	53,000	27,000	2,000

※ 物資の供給は、島根県、鳥取県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用の上、要請に対応。
※ 上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。
※ その他、携帯ﾄｲﾚ等についても備蓄をしている。

災害時における物資の輸送に関する協定の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
原子力災害時の運送契約	生活物資の輸送	中国地域に営業拠点を有する輸送会社

国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

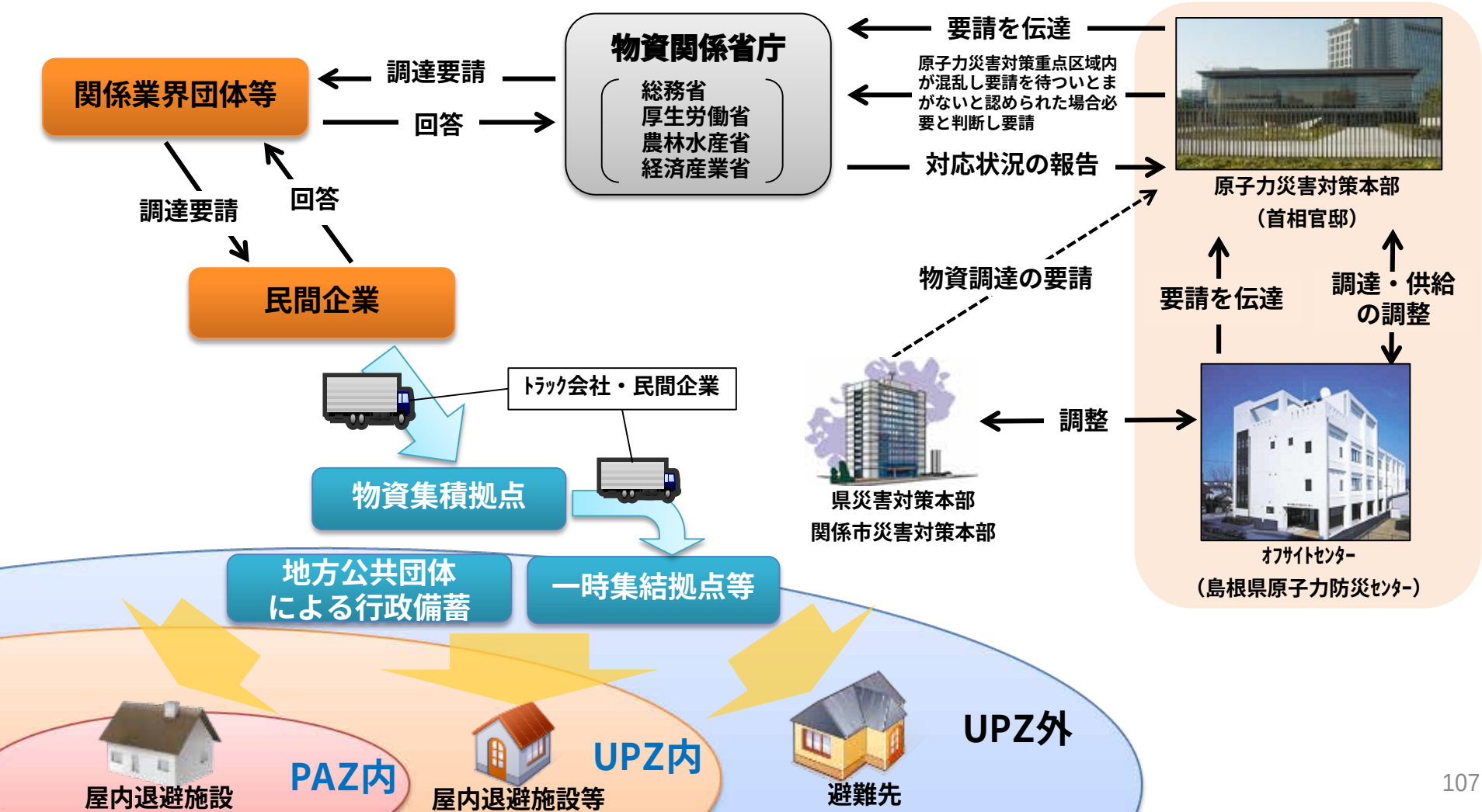

国による物資（燃料）の供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所･油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。

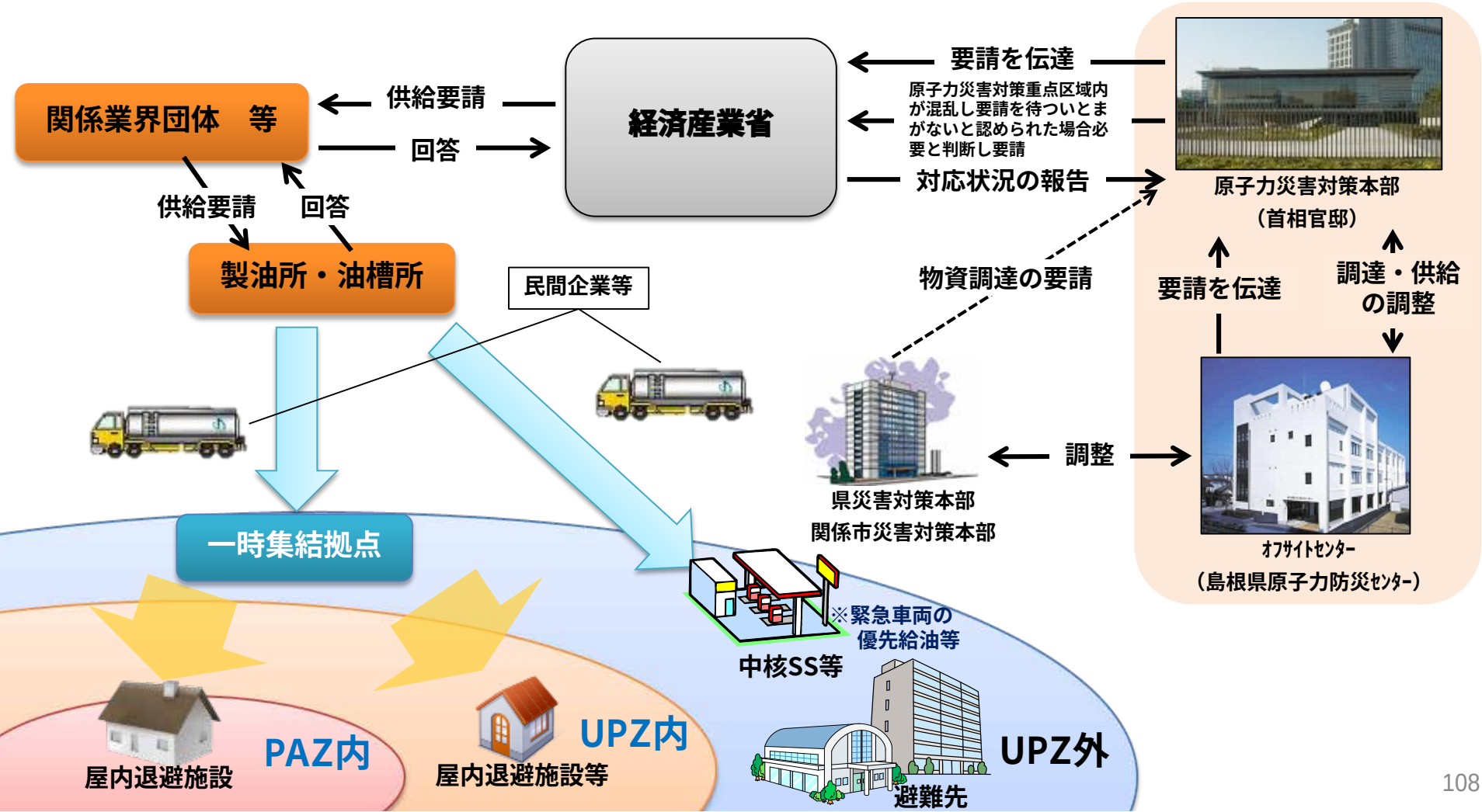

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料や生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、ﾏｽｸ　等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会　等
食料等	農林水産省	ﾊﾟﾝ、即席めん、おにぎり、缶詰　等	各種食品産業関係団体　等
生活必需品	経済産業省	仮設ﾄｲﾚ、ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ、毛布　等	什器・備品ﾚﾝﾀﾙ協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合　等
燃料（石油・石油ｶﾞｽ等）		ｶﾞｿﾘﾝ、軽油　等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ｶﾞｽ・金属鉱物資源機構（JOGMEC）　等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P107,P108の体制に基づき実施

９．緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施体制

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ（EMC）を設置する。
- Ø 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰの体制について、ｾﾝﾀｰ長、企画調整ｸﾞﾙｰﾌﾟ及び情報収集管理ｸﾞﾙｰﾌﾟをｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰに、測定分析担当をｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ及びそれぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- Ø 島根原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制を強化。

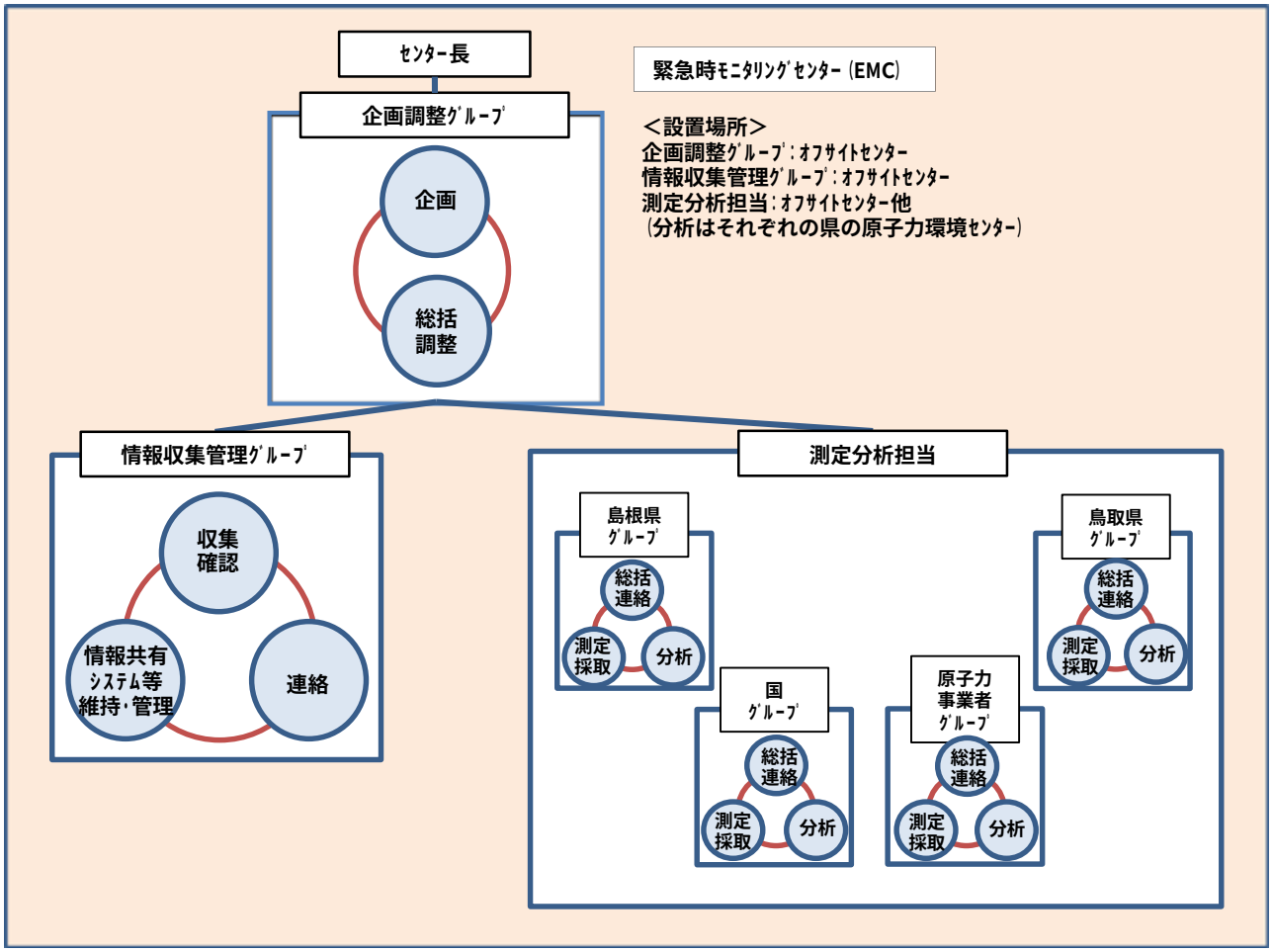

企画調整ｸﾞﾙｰﾌﾟ
EMCの企画調整を担い、EMC内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ
中央との情報共有ｼｽﾃﾑを維持・管理するとともに、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾃﾞｰﾀの一元的管理等を行う。

測定分析担当
緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する。

島根地域の緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根原子力発電所周辺の島根県及び鳥取県の6市（島根県4市、鳥取県2市）に、人口分布等を考慮して緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点175地点（島根県162地点、鳥取県13地点）を設定し、このうちUPZ内158局（島根県145局、鳥取県13局）及びPAZ内17局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。

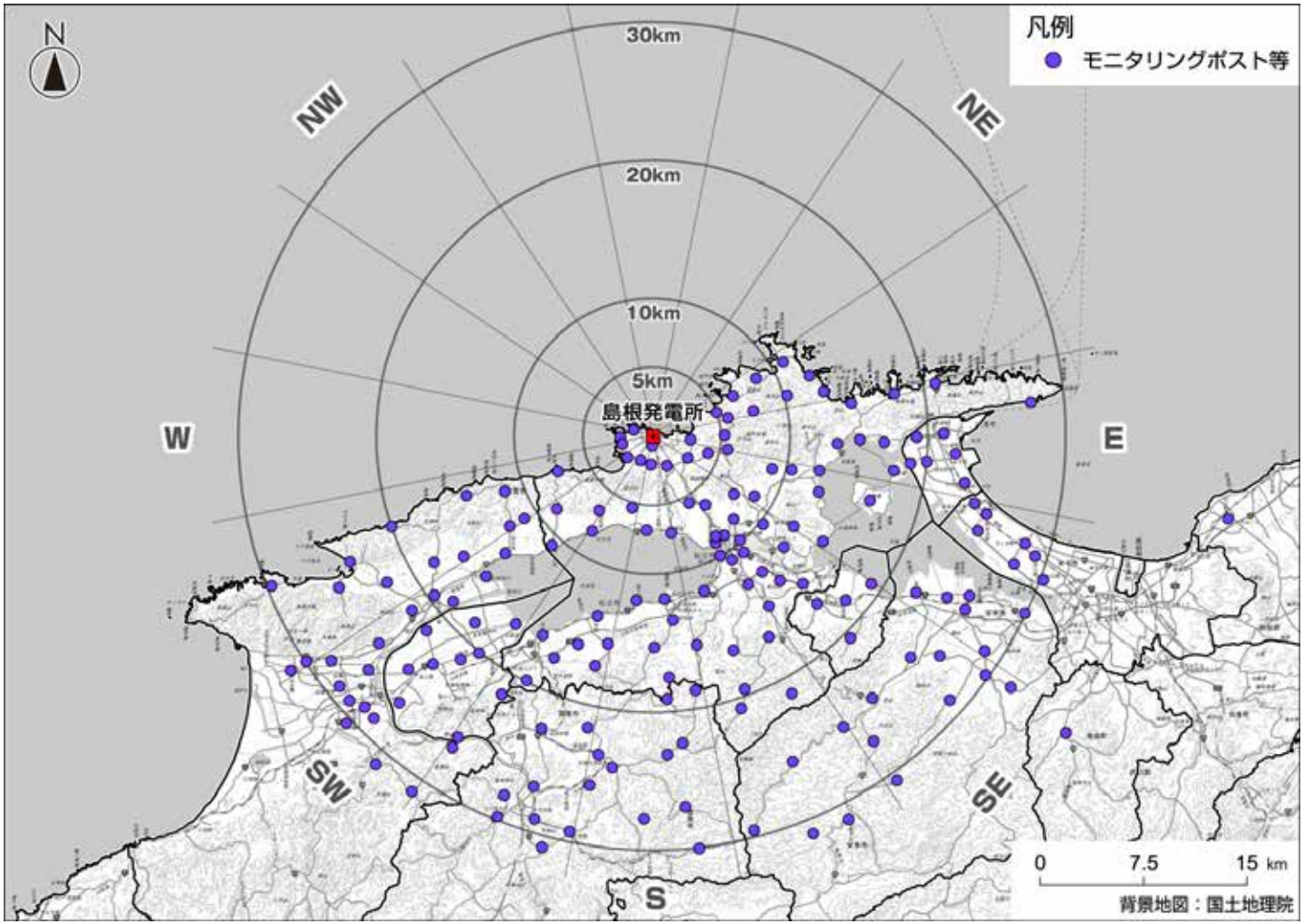

図　島根地域における緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点

島根県における環境放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ機器

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等
- ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（77局）、電子線量計（80局）及び大気ﾓﾆﾀ（5局）で、島根県域の放射線量等を測定。
  ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- 万一、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等が使えなくなった場合に備え、可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（6台）を配備。

Ø 走行ｻｰﾍﾞｲｼｽﾃﾑ
- 車両に搭載し、放射線量を測定する走行ｻｰﾍﾞｲｼｽﾃﾑ（7台）を配備。

固定局　【24局】

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ　【53局】
（常時設置）

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ　【77局】

電子線量計　【80局】
（ﾊﾞｯﾃﾘｰ付）

大気ﾓﾆﾀ　【5局】
（線量計付）

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ　【6台】
（ﾊﾞｯﾃﾘｰ付）

走行ｻｰﾍﾞｲｼｽﾃﾑ　【7台】

可搬型ﾀﾞｽﾄﾖｳ素ｻﾝﾌﾟﾗｰ　【15台】

鳥取県における環境放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ機器

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ
- ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（13局）で、鳥取県域の放射線量等を測定。
  ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- 万一、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄが使えなくなった場合に備え、可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（11台）を配備。

Ø ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ及びｻｰﾍﾞｲｶｰ
- 放射線量等を測定する測定装置や機材を搭載したﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ（2台）、ｻｰﾍﾞｲｶｰ（2台）を配備。

固定局　【2局】

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ　【11局】
（常時設置）

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ　【13局】

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ　【11台】
（ﾊﾞｯﾃﾘｰ付）

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ　【2台】

ｻｰﾍﾞｲｶｰ　【2台】

可搬型ﾀﾞｽﾄﾖｳ素ｻﾝﾌﾟﾗｰ　【16台】

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ結果の共有及び公表

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

∅ 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果は、放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報共有・公表ｼｽﾃﾑにより集約、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにより公表。

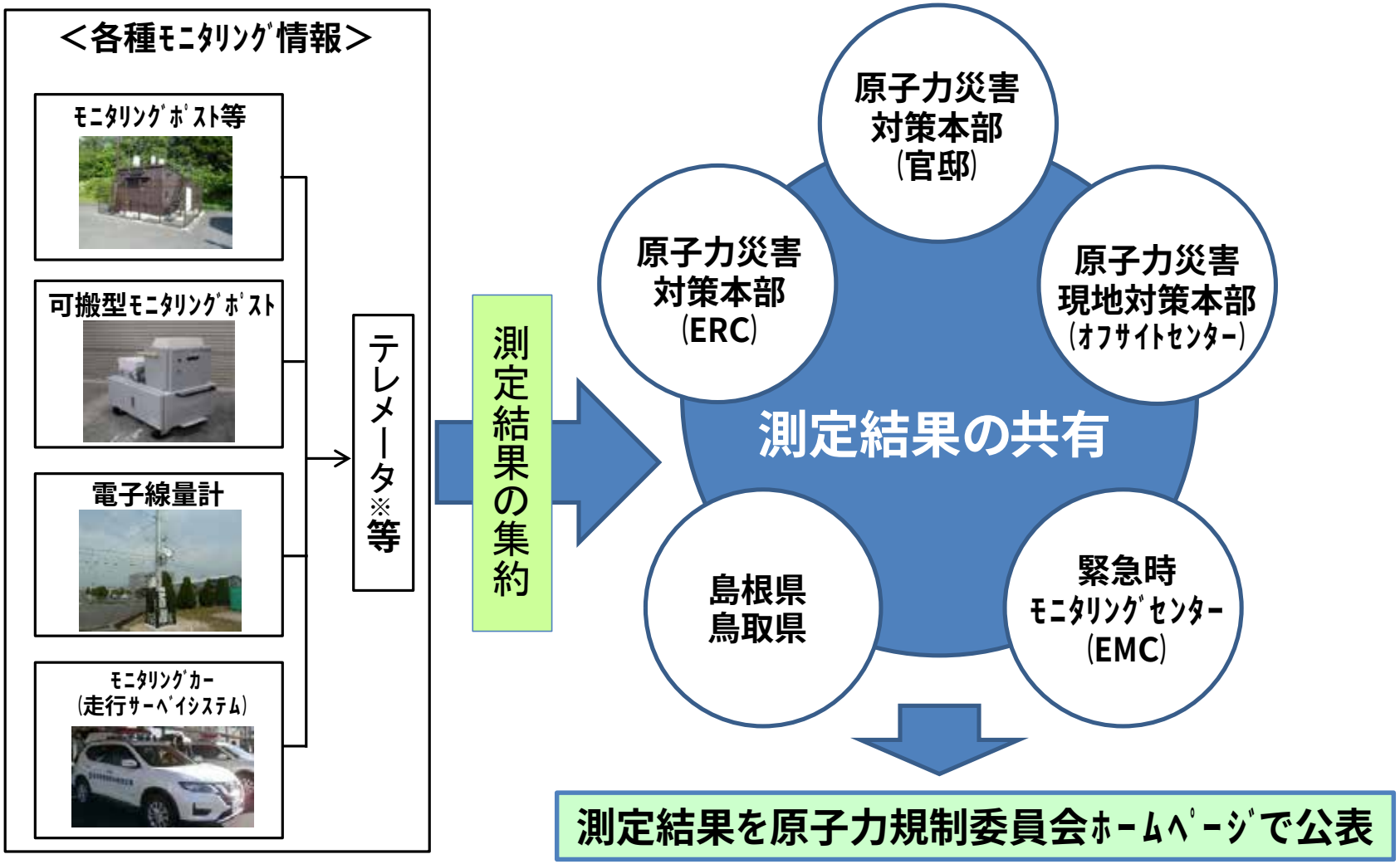

※ﾃﾚﾒｰﾀ：ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報収集装置

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施計画

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県及び鳥取県では、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画を参照して緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

島根県緊急時モニタリング計画

平成３１年1月
島　根　県

鳥取県緊急時モニタリング計画
［島根原子力発電所編］

令和2年5月
鳥　取　県

＜緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画＞

参照の上、策定及び改定

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施計画（例）

［記載する項目の例］

＜実施項目＞

例）
- ○空間放射線量率の監視強化
- ○必要に応じた可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄの設置
- ○ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰによる測定の実施
- ○大気中放射性物質濃度の測定
- ○環境試料中の放射性物質濃度の測定　等

＜実施主体＞

例）
- ○国
- ○島根県、鳥取県
- ○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　等

＜報告＞

＜注意事項＞

［その他添付資料等の例］

測定項目一覧

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに係る動員計画

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

＜概要＞

原子力災害対策指針においては、緊急時のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整ﾌﾟﾛｾｽ

等について規定。

関係機関の保有資機材数
（令和2年度調査による。島根県、鳥取県、中国電力を除く。）

	要員（数）	可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（台）	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ（台）
国	18	75	21
道府県	872	253	36
原子力事業者	616	57	33
関係指定公共機関	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載

島根地域の緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点及び一時移転等の実施

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごとに設置されることが必要であり、島根県及び鳥取県では既設ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等の故障等に備え、可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等を保有している。

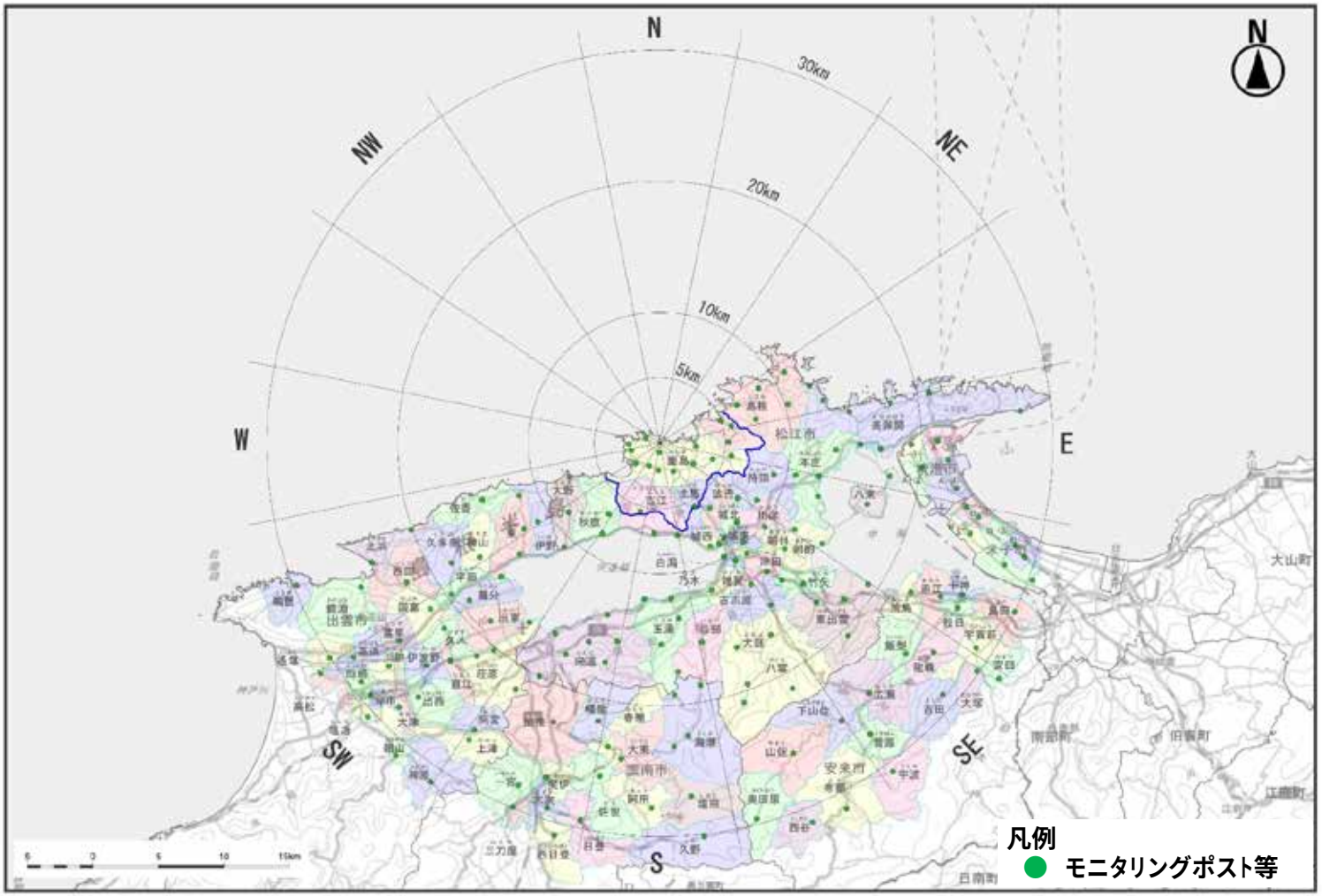

図　島根地域の緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点及び一時移転等の実施単位

中国電力による島根地域の緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø　ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ
・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（6局）で、周辺監視区域境界付近の放射線量率を測定。電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化。うち1局に設置しているﾀﾞｽﾄﾓﾆﾀ（1台）で周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度を測定。

Ø　可搬式ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ
・衛星系回線による通信機能付の可搬式ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（9台）を確保しており、上記ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（6局）が使用不能な場合、このうち6台を配備。
・残る3台は、施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺監視区域境界付近のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄとあわせて原子炉格納施設周辺を囲む8方位の放射線量率を測定するため、海側に配備。

Ø　放射能観測車及びｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等を搭載した車両
・緊急時においてﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞできるよう、放射能観測車（1台）及びｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等を搭載した車両（1台）を配備。

Ø　放射能測定装置
・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度をｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等で測定。

Ø　ｵﾌｻｲﾄの協力
・緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰに必要な人員を派遣し、必要な協力を行う。

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ【6局】

ﾀﾞｽﾄﾓﾆﾀ【1台】

放射能観測車【1台】

ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等※を搭載した車両【1台】

可搬式ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ【9台】
（衛星系回線による通信機能付）

ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ

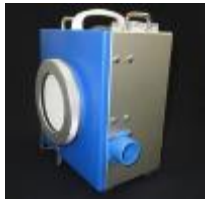
可搬式ﾀﾞｽﾄ・ﾖｳ素ｻﾝﾌﾟﾗ

※ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等の例

10．原子力災害時の医療等の実施体制
（安定ﾖｳ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む）

PAZ内住民等に対する安定ﾖｳ素剤の事前配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県及び松江市では「島根県安定ﾖｳ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ﾖｳ素剤を事前配布。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。
- PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対して事前配布を実施し、令和3年4月現在、40歳未満の者に対し、1,663人（うちPAZ内の住民1,656人）に配布。

対象地区	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
松江市（鹿島地区、島根地区の一部、生馬地区の一部、古江地区の一部）	2,726人	1,656人

※このほか、PAZ内の事業所に勤務する40歳未満の希望者（PAZ外在住）7人に対して事前配布を実施。

（事前配布説明会の様子）

＜安定ﾖｳ素剤事前配布説明会＞

医師、自治体職員により、安定ﾖｳ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ﾖｳ素剤を配布。

島根県における避難住民等に対する安定ﾖｳ素剤の備蓄状況と緊急配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難住民等に対する安定ﾖｳ素剤の緊急配布に備え、島根県は計195か所の施設に合計で丸剤2,677,000丸と乳幼児向けｾﾞﾘｰ状安定ﾖｳ素剤51,700包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市は必要に応じて備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所（計266か所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

＜島根県における安定ﾖｳ素剤の備蓄場所・緊急配布場所＞

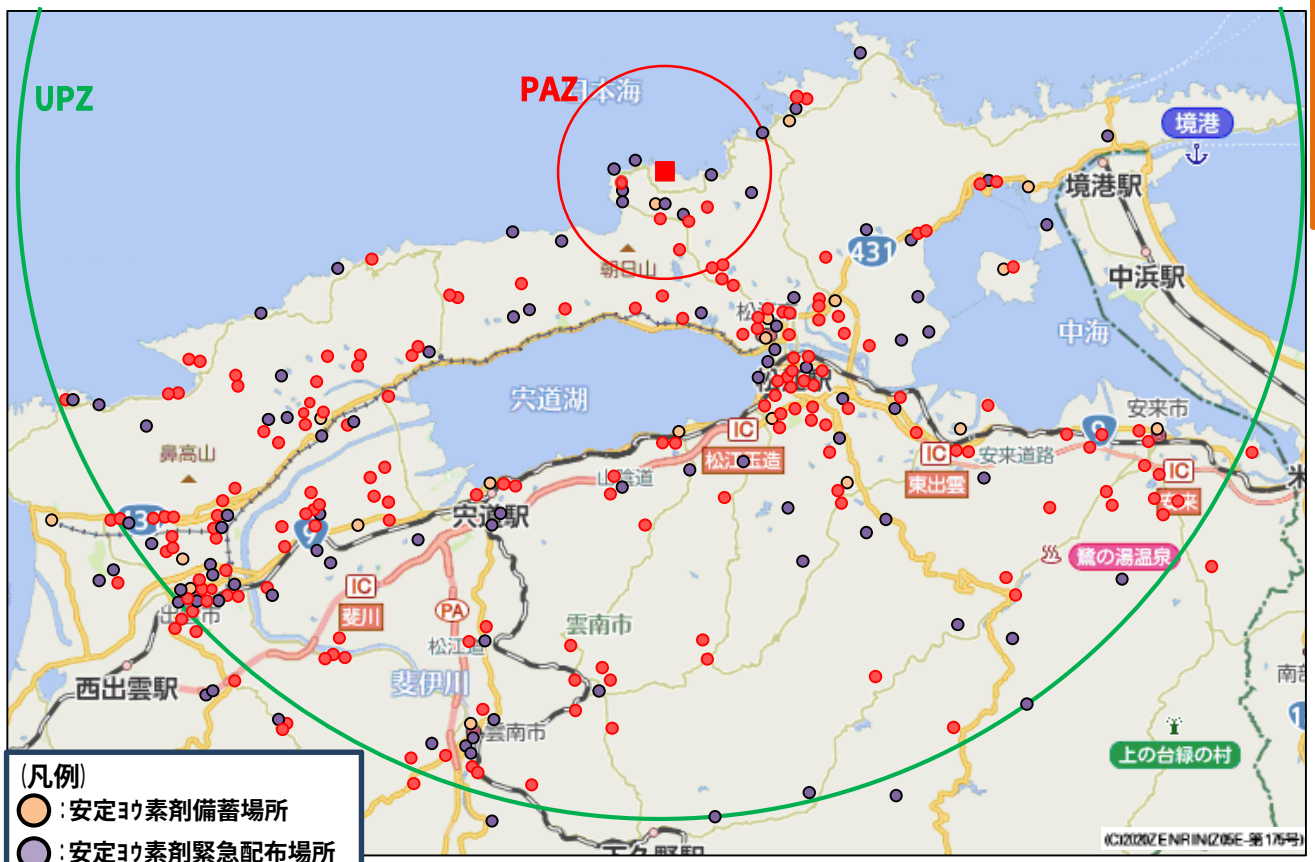

安定ﾖｳ素剤備蓄場所

島根県内：195か所

各市役所
学校
病院
ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ　等

必要に応じて関係市が安定ﾖｳ素剤の搬送を実施

安定ﾖｳ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等
（計266か所）

松江市（まつえし）：　113か所
出雲市（いずもし）：　102か所
安来市（やすぎし）：　25か所
雲南市（うんなんし）：　26か所

鳥取県における避難住民等に対する安定ﾖｳ素剤の備蓄状況と緊急配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難住民等に対する安定ﾖｳ素剤の緊急配布に備え、鳥取県は計78か所の施設に合計で丸剤479,000丸、粉末剤725g及び乳幼児向けｾﾞﾘｰ状安定ﾖｳ素剤8,820包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、鳥取県及び関係市は必要に応じて備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所（計76か所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

＜鳥取県における安定ﾖｳ素剤の備蓄場所・緊急配布場所＞

安定ﾖｳ素剤備蓄場所

鳥取県内：78か所

各市役所
学校、公民館
病院、社会福祉施設、保健所、薬局　等

必要に応じて鳥取県及び関係市が安定ﾖｳ素剤の搬送を実施

安定ﾖｳ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等（計68か所）

米子市（よなごし）：　37か所
境港市（さかいみなとし）：　31か所

避難退域時検査場所（計8か所）

国による安定ﾖｳ素剤の確保体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国は、UPZ内において安定ﾖｳ素剤が不足した場合及びUPZ外において安定ﾖｳ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのﾌﾞﾛｯｸ（北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州）に分け、5か所の安定ﾖｳ素剤集積所に、丸剤200万丸、乳幼児向けｾﾞﾘｰ状安定ﾖｳ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、中国・四国ﾌﾞﾛｯｸの安定ﾖｳ素剤集積所から24時間以内、隣接ﾌﾞﾛｯｸの安定ﾖｳ素剤集積所から3日以内、その他ﾌﾞﾛｯｸの安定ﾖｳ素剤集積所から7日以内を目途に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。

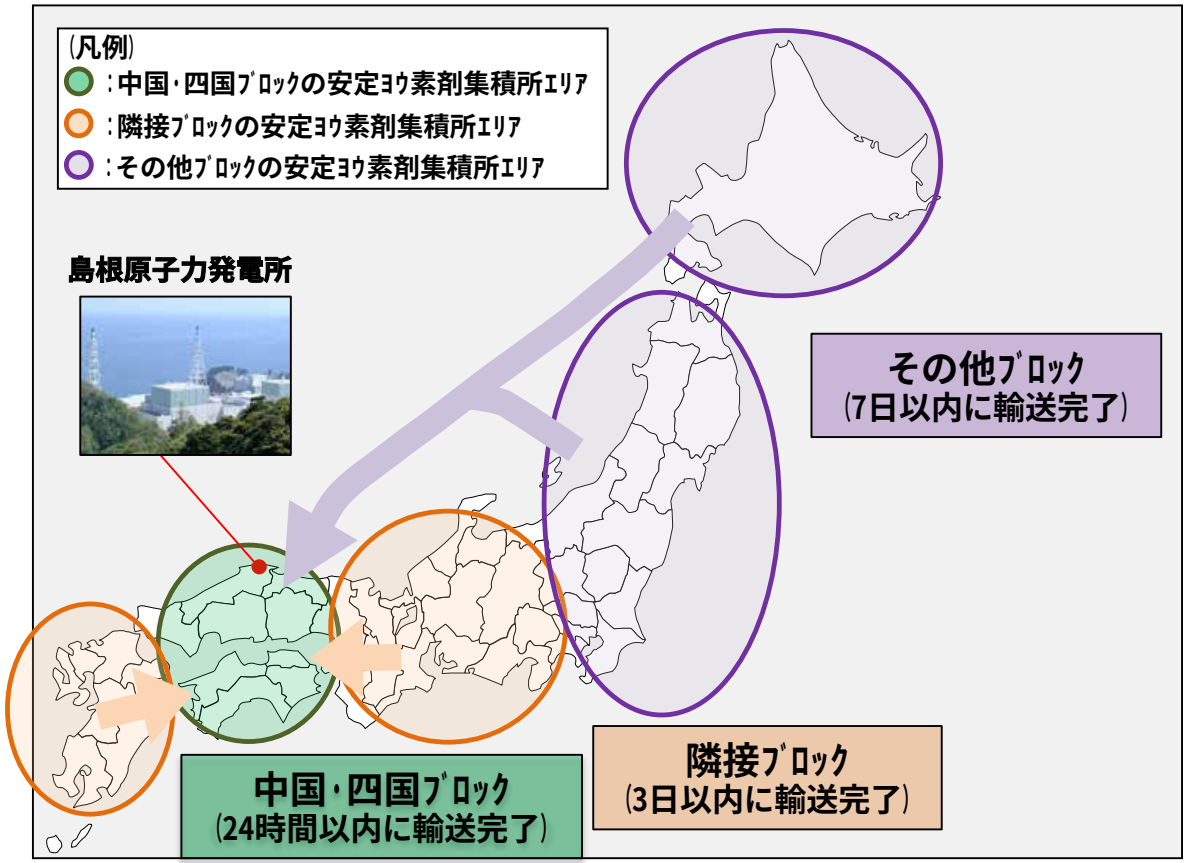

ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ
（島根県原子力防災ｾﾝﾀｰ）

指示

安定ﾖｳ素剤集積所

輸送

UPZ内外の安定ﾖｳ素剤
緊急配布場所

島根県における避難退域時検査場所の候補地

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 島根県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。

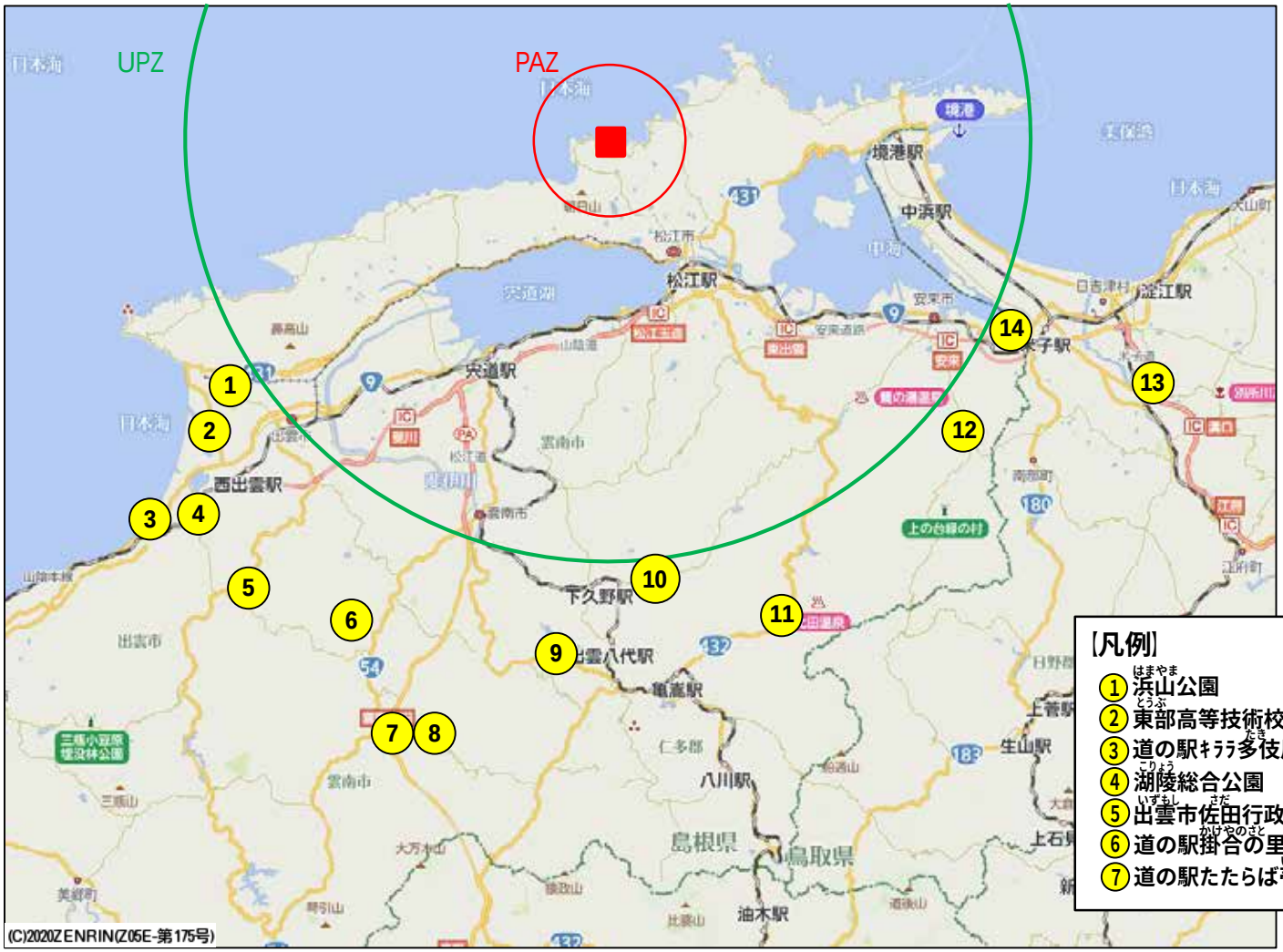

【凡例】

1. 浜山公園
2. 東部高等技術校
3. 道の駅キララ多伎周辺
4. 湖陵総合公園
5. 出雲市佐田行政センター
6. 道の駅掛合の里
7. 道の駅たたらば壱番地
8. 吉田総合センター周辺
9. さくらおろち湖周辺
10. 旧久野小学校
11. 比田いきいき交流館周辺
12. 安来市伯太庁舎周辺
13. 大山PA
14. 中海ふれあい公園

鳥取県における避難退域時検査場所の候補地

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。

【凡例】
1. 東伯総合公園体育館
2. 中山農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ
3. 名和農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ
4. 江府町立総合体育館
5. 伯耆町B&G海洋ｾﾝﾀｰ
6. 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
7. 旧那岐小学校
8. 大山PA

避難退域時検査場所の運営体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 島根県、鳥取県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、1,300人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制

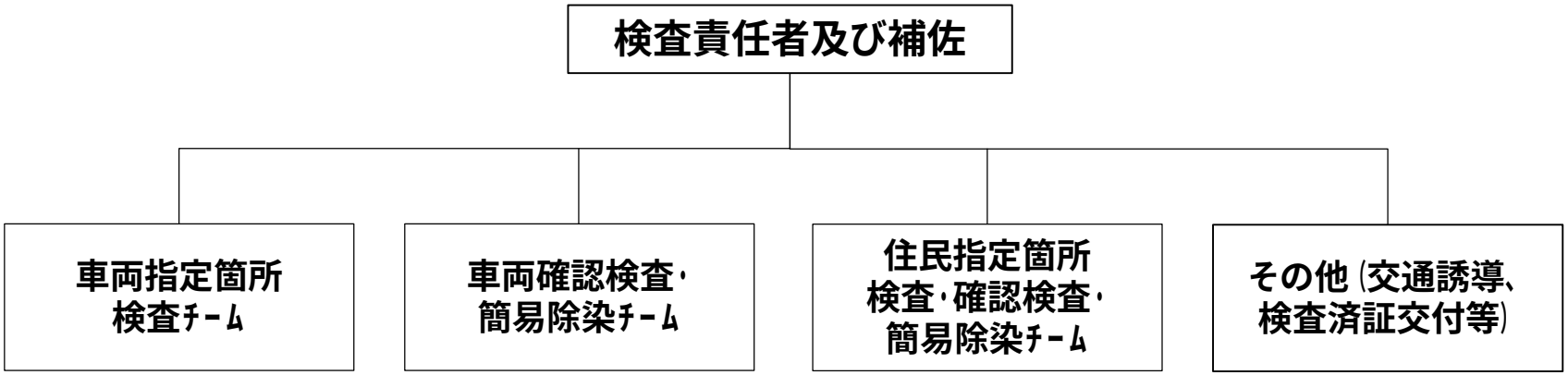

避難退域時検査場所における検査手順

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難退域時検査は、自治体、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。

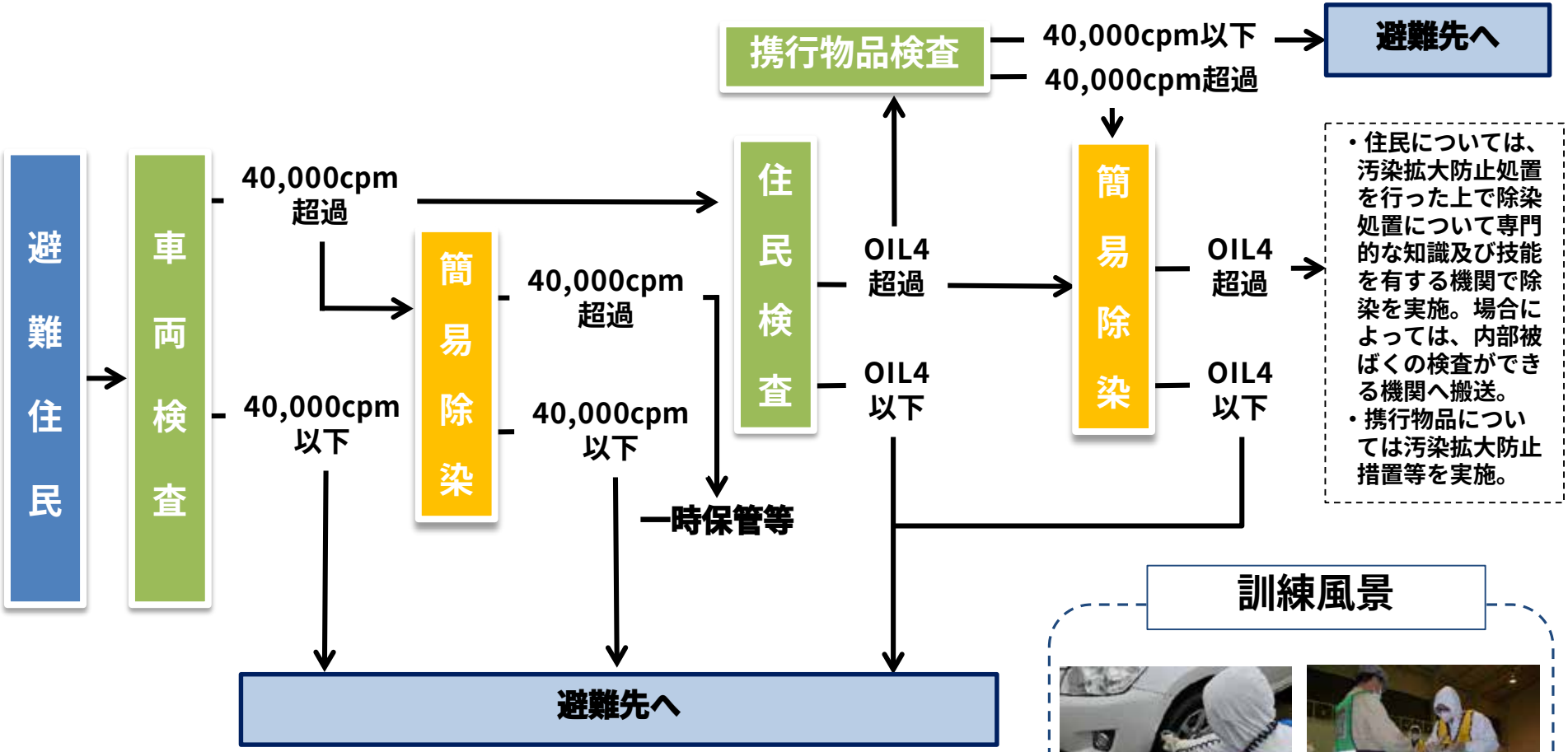

訓練風景

※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・ 汚染付着物等については原子力事業者が処理

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導･協力を実施。さらに、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導･助言も実施。

ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ
（島根県原子力防災ｾﾝﾀｰ）
（松江市）

（いずれの車両も衛星通信回線を装備）

支援車（1台）
現場指揮、
資機材・人員搬送

検査測定車（1台）
ﾐﾆﾗﾎﾞ付き、線量評価測定

大型救急車（1台）
患者搬送

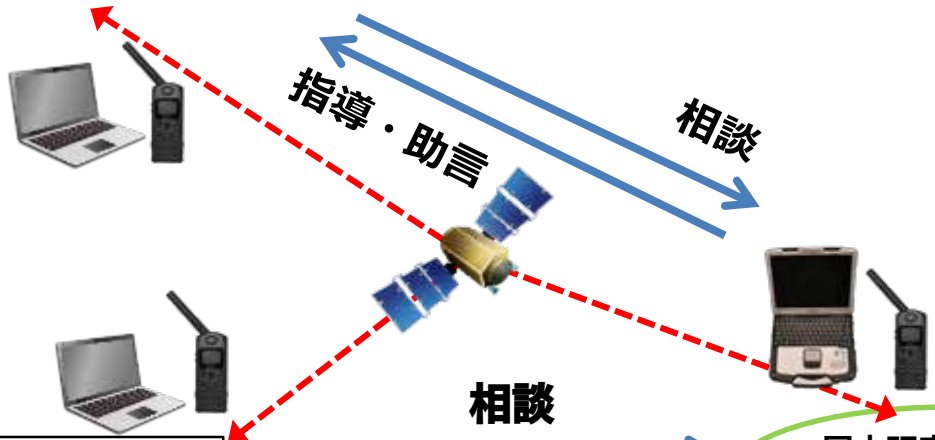

**避難退域時
検査場所等**

国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構

2011.3 東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故時におけるｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ(大熊町)での活動

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援･研修ｾﾝﾀｰ（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（OFC)や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ（EMC)等へ専門家を派遣するとともに航空機ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを支援。

放射線防護資機材（80台）

移動式体表面測定車（2台）

資機材運搬車（2台）

移動式全身測定車（2台）

2011.3東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動

作業員の内部被ばく測定

緊急被ばく医療のための受入体制構築

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

原子力災害時における医療体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

高度被ばく医療支援センター及び
原子力災害医療・総合支援センター　※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、
国立大学法人広島大学等】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。
また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院　※各県が指定
【4医療機関】
（島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院）
（鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院）

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関　※各県が登録
【33医療機関】
（松江市立病院、松江赤十字病院など19）
（済生会境港総合病院、鳥取県立厚生病院など14）

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

11．実動組織の支援体制

島根地域周辺の主な実動組織の所在状況

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 不測の事態の場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

実動組織の広域支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 地域ﾚﾍﾞﾙで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸･ERC（原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、島根県、鳥取県及び関係市で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
→ 不測の事態における島根県、鳥取県及び関係市からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携の上、迅速な対応体制を構築

PAZ内に係る
施設敷地緊急事態要避難者等※1

- 医療機関・社会福祉施設の入所者
- 在宅の避難行動要支援者
- 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者
- 安定ﾖｳ素剤を服用できないと医師が判断した者

等

状況報告 →
← 対応連絡

ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ
実動対処班
（原子力規制庁、島根県、鳥取県、警察、消防、海保庁、自衛隊）

連携

ERC
実動対処班

現地事故対策
連絡会議※2

島根県 | 鳥取県 | 関係市

ﾃﾚﾋﾞ会議等を活用し随時情報共有

ERC:原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ

部隊等派遣

調整

＜警察＞
島根県警察
鳥取県警察
中国四国管区警察局
等

＜消防＞
松江市消防本部
その他関係市管轄消防機関

＜海保庁＞
境海上保安部
第八管区海上保安本部

＜自衛隊＞
陸上自衛隊中部方面総監部
海上自衛隊舞鶴地方総監部
航空自衛隊西部航空方面隊
等

※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したもの。全面緊急事態ではPAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時ではUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる
※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

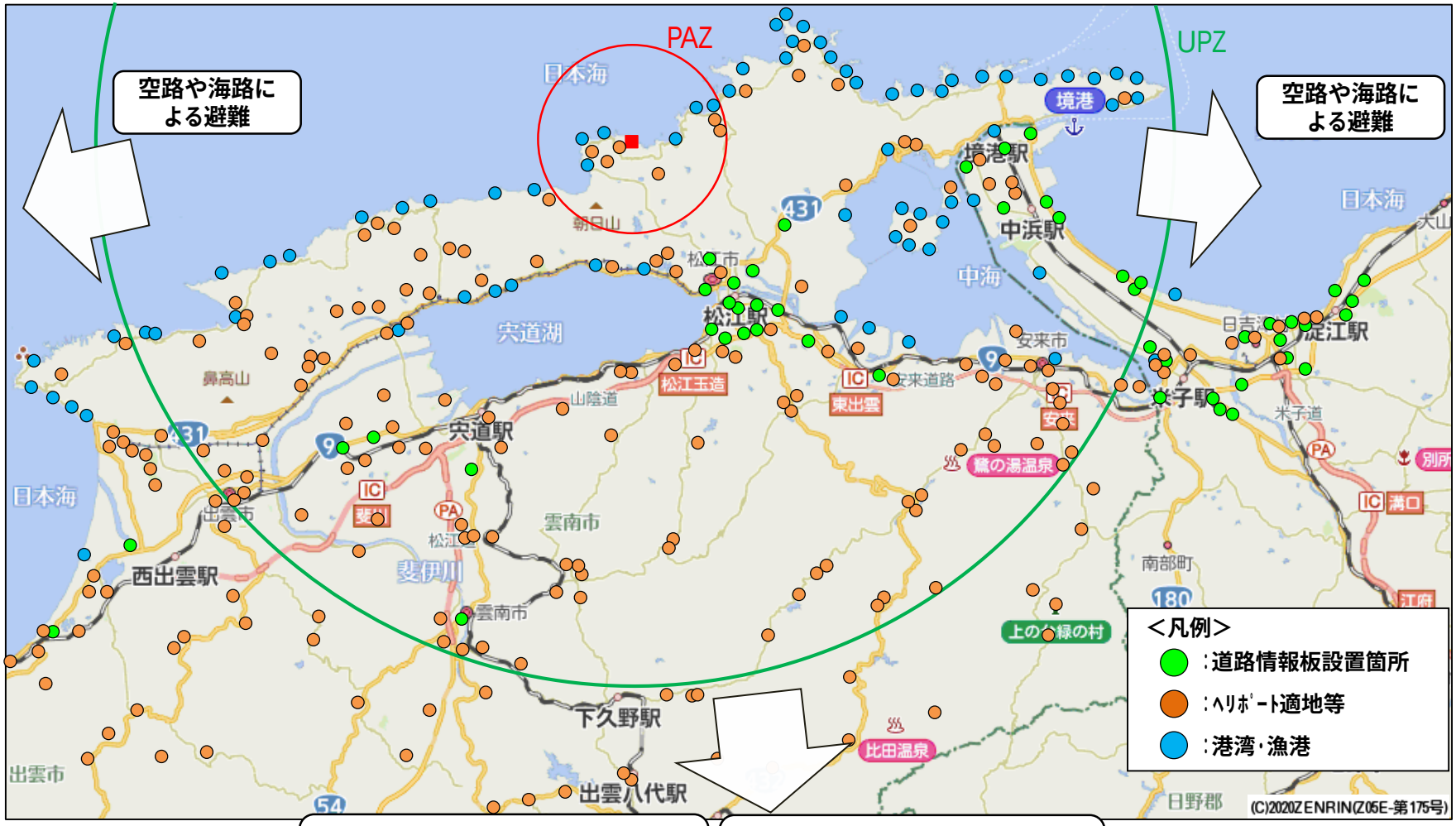

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

避難先又は陸路で避難可能な場所までﾍﾘｺﾌﾟﾀｰにより避難

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ü 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ü 避難住民の誘導･交通規制
- ü 避難指示の伝達
- ü 避難指示区域への立入制限等

消防組織

- ü 避難行動要支援者の搬送の支援
- ü 傷病者の搬送
- ü 避難指示の伝達

海上保安庁

- ü 巡視船艇による住民避難の支援
- ü 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
- ü 漁船等への避難指示の伝達
- ü 海上における警戒活動

防衛省

- ü 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
- ü 被害状況の把握
- ü 避難の援助
- ü 人員及び物資の緊急輸送
- ü 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ü 人命救助のための通行不能道路の啓開作業